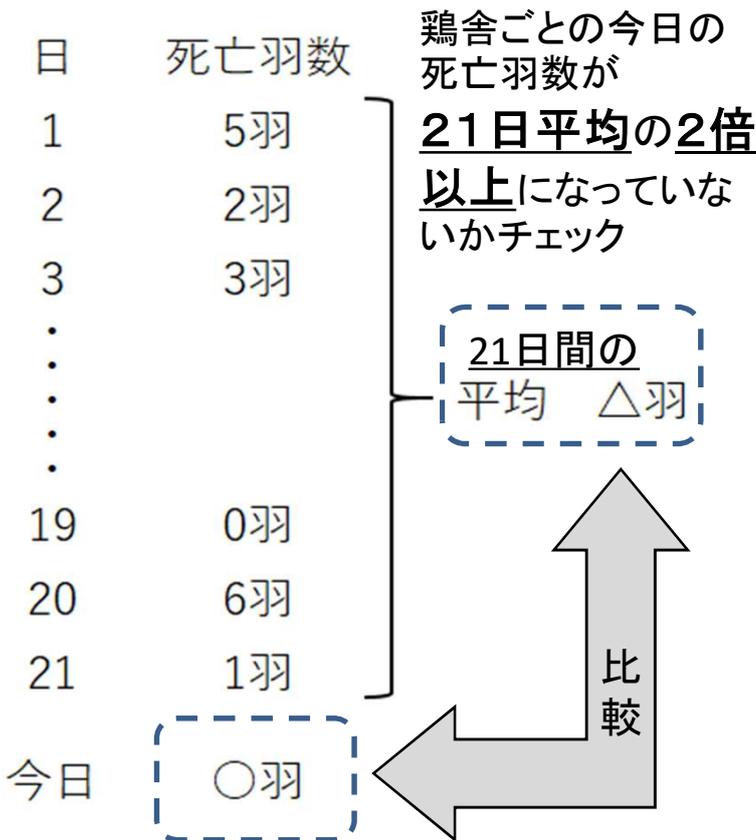


家きんの健康観察を行いましょう！ 2倍ルールの遵守をお願いします！

【2倍ルールとは】

同一舎内における飼養家きんの一日の死亡羽数が、さかのぼって21日間の平均死亡羽数に比べて2倍以上（高病原性鳥インフルエンザの特定症状）になった場合、早急に家保に連絡して下さい

国内では鳥インフルエンザに感染した野鳥が増えています



- 2倍以上でなくても、
 - ・急に死亡羽数が増加した
 - ・元気消失、肉冠のチアノーゼ、顔面浮腫、突然死等の症状が見られた場合は、**すぐに家保に連絡を！！**
☎ 土日、祝祭日、夜間 対応しています！！
- 数日経ってからの通報で万一高病原性鳥インフルエンザが確認された場合、**手当金が減額**される可能性があります。

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間、土日・休日・・・090-5535-8005・090-5544-7868